

事業主の皆様・有期労働契約で働く皆さまへ

# 安心して働くための「無期転換ルール」とは

～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化！～

## ●無期転換ルールとは、

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【平成25年4月開始で契約が1年の場合の例】

H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4
1年	1年	1年	1年	1年	1年	無期転換 申込権発生
5年						無期労働契約
締結	更新	更新	更新	更新	更新 申込	転換

※無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

## ●対象となる人は

雇用されている人のうち、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算して5年を超える全ての人が対象です。契約社員やパート、アルバイトなど名称は問いません。

## ●無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換申込権の発生後、働く人が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します（会社は断ることができません）。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、のちのちのトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

問合せ▶群馬労働局（☎027-896-4739）

## 安中市功労者・善行者表彰おめでとうございます



安中市功労者・善行者表彰式が開催されました。今年度は6人が表彰され、表彰状が手渡されました。この表彰は、地方自治や社会福祉、教育文化、危険業務など各分野で長年にわたり従事し功労のあった市民、公共に大きく貢献した個人や団体などに贈られています。

地方自治功労 吉岡 完司様（写真前列左から3人目）  
今井 敏博様（写真前列右から2人目）  
保々喜久治様（写真前列左から2人目）  
消防防災功労 小俣 浪子様（写真前列左から1人目）  
交通功労 本多 正志様（写真前列右から1人目）  
善行表彰 駒井 英紀様（写真なし）